

岩倉市介護サービス事業者業務管理体制確認検査実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第115条の33及び第115条の34並びに介護サービス事業者業務管理体制確認検査指針（平成21年3月30日付け老発第0330077号厚生労働省老健局長通知。以下「検査指針」という。）に基づき市が実施する介護サービス事業者の業務管理体制の整備に関する検査（以下「検査」という。）について、的確かつ効果的な検査の実施及び均一的な検査水準の確保を図るため、必要な事項を定めるものとする。

(検査の対象)

第2条 検査の対象は、法第115条の32第2項の規定により、市長に業務管理体制の整備に関する事項を届け出た介護サービス事業者とする。

(検査の種類)

第3条 検査の種類は、次のとおりとする。

- (1) 一般検査 業務管理体制の整備及び運用状況を確認するため、おおむね6年に1回以上、報告書の提出又は介護サービス事業者の本部等への立入り等の方法により行う。
- (2) 特別検査 指定等取消処分相当の事案が発覚した場合に、業務管理体制の整備状況及び組織的関与の有無を検証するため、介護サービス事業者の本部等に立ち入ることにより行う。

(検査方法)

第4条 検査は、検査指針を踏まえて実施するものとする。

(検査の通知)

第5条 検査の実施に当たっては、検査対象となる介護サービス事業者に対し、あらかじめ実施の根拠法令、実施日時、場所、検査担当者、検査の方法等を文書により通知するものとする。ただし、実効性のある実態把握の観点から、必要と認める場合には、立入り時に速やかに告知することにより、事前通知を行わないことができる。

(検査結果の通知)

第6条 検査の結果は、介護サービス事業者に対し、文書で通知するものとする。この場合において、次条に規定する行政上の措置をとるまでに

至らない軽微な改善を要すると認められた事項がある場合は、市長は、当該事項の改善を求めるものとする。

(行政上の措置等)

第7条 検査の結果、法第115条の34の規定により次の行政上の措置をとる場合は、介護サービス事業者に対し、文書で通知するものとする。

(1) 勧告 検査の結果、介護サービス事業者が、法第115条の32第1項に規定する厚生労働省令で定める基準に従って適正な業務管理体制を整備していないと認めるときは、当該介護サービス事業者に対し、期限を定めて、その是正を勧告することができる。

(2) 命令 前号の勧告を受けた介護サービス事業者が、正当な理由なくその勧告に係る措置をとらなかったときは、当該介護サービス事業者に対し、期限を定めて、その措置をとるべきことを命ずることができる。

2 市長は、前条又は前項の措置に係る対応について、期限を付して報告を求めるものとする。

(雑則)

第8条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和2年7月10日から施行する。